

後期高齢者医療制度における所得区分

<p>現役並み 所得者 I・II・III</p>	<p>同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方 ※ただし、次の①～④の要件のいずれかに該当する場合は、「一般I・II」の区分となります。</p> <p>①同一世帯に被保険者が1人で収入額が383万円未満 ②同一世帯に被保険者が2人以上で収入の合計額が520万円未満 ③同一世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上であっても、同一世帯に70歳から74歳までの方がいる場合には、その方の収入を合わせて520万円未満 ④生年月日が昭和20年1月2日以降の被保険者の場合、本人および同一世帯の被保険者の総所得金額等（所得に応じた基礎控除後）の合計額が210万円以下</p>
<p>一般II</p>	<p>同一世帯に住民税課税所得が28万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方（現役並み所得者の方は除く）で、下記の①または②に該当する方</p> <p>①世帯内に被保険者が1人の場合 「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上 ②世帯内に複数の被保険者がいる場合 「年金収入＋その他の合計所得金額」が320万円以上</p>
<p>一般I</p>	<p>現役並み所得者、一般II、区分II、区分I以外の方</p>
<p>区分II</p>	<p>世帯の全員が住民税非課税の方（区分I以外の方）</p>
<p>区分I</p>	<p>世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除）を差し引いたときに0円となる方</p>